

# ○津山工業高等専門学校危機管理規程

〔平成18年12月25日〕  
規程第60号

改正 平成23年6月29日規程第11号

(目的)

**第1条** この規程は、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における自然災害及び人為的原因による災害等の危機の防止及び発生時の対応（以下「危機管理」という。）に関し必要な事項を定め、もって本校の危機管理を総合的かつ計画的に推進し、教育研究活動の実施を確保することを目的とする。

(危機管理の基本原則)

**第2条** 危機管理は、次の基本原則に従って行わなければならない。

- (1) 本校の教職員、学生等及び本校を訪れる外来者の生命及び身体の安全を図ること。
- (2) 本校の財産の保全及び情報セキュリティの確保を図ること。
- (3) 本校の土地、建物その他工作物及び設備の防護、復旧に万全を期すること。
- (4) 本校の信頼性の確保を図ること。

(校長等の責務)

**第3条** 校長は、本校全体の危機管理に関し総括するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 副校長は、校長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。
- 3 主事並びに専攻科、学科、共同利用施設及び事務部の長は、それぞれの所掌に係る危機管理について、連携して、必要な措置を講じなければならない。
- 4 教職員は、危機管理意識をもって、その責務の遂行に当たるものとする。

(危機管理室)

**第4条** 校長は、危機管理に迅速かつ的確に対処するため、危機管理室を設置する。

2 危機管理室は、次の者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 各主事
- (4) 専攻科長
- (5) 地域共同テクノセンター長

- (6) 事務部長
- (7) 総務課長及び学生課長
- (8) その他校長が必要と認める者

3 危機管理室に室長を置き、校長をもって充てる。

(危機管理室の業務)

**第5条** 危機管理室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 危機管理への対処に関すること。
- (2) 危機管理に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (3) 危機管理に関するマニュアル等策定及び周知に関すること。
- (4) 危機管理に関する教育及び訓練の実施に関すること。
- (5) 危機管理対策本部の組織体制及び活動内容の決定に関すること。
- (6) 緊急時の情報伝達体制の整備に関すること。
- (7) その他危機管理に係る必要な事項の実施に関すること。

2 危機管理室長が必要と認めたときは、その都度危機管理室以外の者に、当該事項について意見を述べさせることができる。

(危機に関する通報等)

**第6条** 教職員は、緊急に対処すべき危機が発生し、又は発生するおそれがあることを発見したときは、直ちに総務課に通報しなければならない。

2 総務課は、前項の通報を受け、又は自ら危機を察知したときは、直ちに危機管理室に連絡をするものとする。

3 危機管理室は、前項の連絡を受け、当該危機の状況を確認し、対処方針等を協議しなければならない。

(危機管理対策本部)

**第7条** 校長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、危機管理対策本部を設置する。

2 危機管理対策本部は、第4条第2項の者をもって組織する。ただし、校長が必要と認めるときは、その他の者を参画させることができる。

3 危機管理対策本部に本部長を置き、校長をもって充てる。

4 本部長は、危機管理対策本部の業務を統括する。

5 危機管理対策本部に本部長を補佐するため副本部長を置き、副校長をもって充てる。

6 危機管理対策本部の事務は、総務課が主管し、関係課から事務部長の指名する者が参画する。

7 本部長は、危機への対処により、危機管理対策本部の役割を完了したと判断したときは、危機管理対策本部を解散するものとする。

(危機管理対策本部の権限)

**第8条** 危機管理対策本部は、本部長の指揮の下に、危機に対して迅速に対応しなければならない。

2 教職員及び学生は、危機管理対策本部の指示に従わなければならない。

3 危機管理対策本部は、教職員及び学生に対して、必要な情報を速やかに提供するように努めるものとする。

(記者会見)

**第9条** 記者会見を行う必要が生じた場合は、次のとおり行うものとする。

(1) 記者会見は、校長が行い、必要に応じ、関係者が陪席する。

(2) 記者会見は、できる限り書面により行うものとする。

(3) 記者会見終了後、速やかに本校ホームページにその内容を掲載するものとする。

(機構本部リスク管理本部等との連携)

**第10条** 危機管理対策本部は、危機管理を総合的かつ有機的に実施するため、機構本部リスク管理本部と相互連携を図るものとする。

2 危機管理対策本部は、必要に応じて関係行政機関及び保護者等と連携して対応するものとする。

(校長が不在のときの措置)

**第11条** 校長が出張等により不在のときは、校長が指名する副校長が、この規程に基づき、危機管理に対処するものとする。

(秘密保持の義務)

**第12条** 本校の危機管理又は危機対策に関する業務に従事する教職員は、その業務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

**第13条** この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成18年12月25日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成23年6月29日から施行する。